

補助事業評価シート

番号	49	章	施策26 みどりと水の豊かなまちづくり
----	----	---	---------------------

補助事業名	生垣・植樹帯の新設助成 ブロック塀等撤去助成	所管部課	みどり土木部みどり公園課	事業開始年度	S63 年度
根拠法令(要綱)等	新宿区みどりの条例、条例施行規則 新宿区接道部緑化助成金交付要綱				
19年度決算額 補助率	411,000 円 種類ごとに定額・限度額あり	補助対象団体(者)	区民、事業者		
補助することで達成しようとしている区の目的	みどりの持つ防災機能を都市の中に活かし、みどりによる安心のまちづくりをすすめます。				
団体(者)に対する直接の助成目的	接道部の危険なブロック塀を撤去して、生垣や植樹帯にしようと考えている区民等に対し、その経費を一部支援することで、経済的負担を軽減します。				
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 ・助成金交付申請書 ・設置場所案内図 ・工事計画平面図・断面図 ・施工前の現場写真	補助金の清算/実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 ・実績報告書 ・設置場所案内図 ・工事竣工平面図・断面図 ・施工後の現場写真 ・工事領収書の写し ・助成金交付請求書		
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等) ・区職員が施工前に現場で植栽箇所の条件を審査します。		審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等) ・区職員が現場で植栽状況と規格を審査します。		
今後の課題	防犯上の管理のし易さから外構を塀にする方が多く、ここ数年申請は少ない状況です。今後は、生垣の防災面や景観面の効果を積極的にPRしていく必要があります。				
補助金の評価	<p>総合評価(A・B・C・D)とその理由</p> <p>この補助金の総合評価はDです。 理由は、制度のPRには努めましたが、助成自体の件数は3件(延長33m)であったからです。</p> <p>区と補助対象者との役割分担</p> <p>この補助金において、区は所有者の生垣づくり等の経済的負担の一部を軽減する役割を担い、補助事業者は生垣等を設置し、適正に維持管理していく役割を担います。</p> <p>目標の設定</p> <p>政策目的(目標)設定は生垣等の延長の増大であり、まちにうるおいと安全を与える、区民のニーズを踏まえたもので適切です。</p> <p>代替手段・効率性</p> <p>この補助金は、小規模の個人住宅を対象に行っているため、区民等の経済的負担を軽減し、有効なみどりを効率的に生み出しています。</p> <p>目標の達成状況</p> <p>助成の実績は必ずしも多くありませんが、生垣等は着実に増えています。</p>				
今後の改革方針	<p>・4月から生垣の幅の要件を弾力化する等助成基準を改定していますが、今後もより実情に合わせた基準の見直しを検討していきます。</p> <p>・さらに、今年はPRを充実して、区の広報で2ヶ月に1回程度みどりの特集記事を掲載する予定です。第1回目は屋上緑化・壁面緑化、第2回目は緑化相談、第3回目は生垣助成の特集を掲載します。</p> <p>・今後は、平成20年度から開始した「屋上等緑化助成」と併せて総合的なみどりづくりのための有効な施策としてPRしていきます。</p>				